

改正後	改正前
<p>(取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)</p> <p>第六条 法第八十条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる設備を有すること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 取消処分者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等(普通自動車及び普通自動車にあつては、運転適性指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。)、府令第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレーター及び府令第三十八条第二項第三号の運転適性検査器材</p> <p>ハ 「略」</p> <p>〔三〇五 略〕</p> <p>(運転習熟指導員)</p> <p>第七条 法第八十条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次の区分に応じ、それぞれ次に定める運転免許を現に受けている者であること。</p>	<p>(取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 取消処分者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等(普通自動車にあつては、運転適性指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。)、府令第三十三条第四項第一号ホの運転シミュレーター及び府令第三十八条第二項第三号の運転適性検査器材</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>〔三〇五 同上〕</p> <p>(運転習熟指導員)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p>

- イ|| 準中型自動車に係る運転習熟指導（法第百八条の四第一項第二号の運転習熟指導をいう。以下同じ。）に従事する場合 準中型自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）
- ロ|| 普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合 普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）

ハ|| [略]

ニ|| [略]

三 [略]

四 次の区分に応じ、それぞれ次に定める自動車の運転に関する技能及び知識の教習に法第九十九条の三第一項の規定により選任された教習指導員として従事した経験の期間が三年以上の者であること。

イ|| 準中型自動車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動車、中型自動車又は準中型自動車

ロ|| 普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車

ハ|| [略]

ニ|| [略]

五 [略]

（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）

第八条 法第百八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 [略]

「号の細分を加える。」

イ|| 普通自動車に係る運転習熟指導（法第百八条の四第一項第二号の運転習熟指導をいう。以下同じ。）に従事する場合 普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）

ロ|| [同上]

ハ|| [同上]

三 [同上]

四 [同上]

「号の細分を加える。」

イ|| 普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動車、中型自動車又は普通自動車

ロ|| [同上]

ハ|| [同上]

五 [同上]

（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）

第八条 [同上]

一 [同上]

<p>二 次に掲げる設備を有すること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 初心運転者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等（<u>準</u>中型自動車及び普通自動車）にあつては、運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）</p> <p>ハ 「略」</p> <p>「三〇五 略」</p>	<p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 初心運転者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等（<u>普通自動車</u>）にあつては、運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>「三〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	